

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。  
成28年度大湊村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 10,000千円  
(歳出) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 493,712千円

### 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	92,578	26,451			2,040	64,087
	障害者福祉事業	52,737	38,207			450	14,080
	高齢者福祉事業	45,386	445		23,357	670	20,914
	児童福祉事業	116,792	51,917		10,411	1,690	52,774
	小計	307,493	117,020		33,768	4,850	151,855
社会保険	国民健康保険事業	18,261	8,703			300	9,258
	介護保険事業	41,448	63			1,280	40,105
	後期高齢者医療事業	39,982	5,484			1,070	33,428
	小計	99,691	14,250			2,650	82,791
保健衛生	疾病予防対策事業	59,153	1,708		4,483	1,640	51,322
	診療所事業	27,375				860	26,515
	小計	86,528	1,708		4,483	2,500	77,837
合計		493,712	132,978		38,251	10,000	312,483